明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（三九）　三
○児童扶養手当法の一部を改正する法律（四〇）　五
○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（四一）　八
○PTA・青少年教育団体共済法（四二）　一〇
〔政　令〕
○児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（一四四）　一二
○中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四五）　一三
〔省　令〕
○児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七六）　一四
○中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三二）　一四
○中小企業倒産防止共済事業の余裕財源の有無及び額の計算に関する省令の一部を改正する省令（同三三）　一四
〔告　示〕
○教科用図書の検定に関する件（文部科学九一）　一四
○道路に関する件（中部地方整備局八〇～八二）　二〇
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（近畿地方整備局一四九）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所　三
破産、免責、再生関係
特殊法人等　三
独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、平成二十二年度公害防止管理者等国家試験、国民年金基金変更関係　三
地方公共団体　三
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他　三
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（法律第三九号）（経済産業省）

1　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の業務について、次の業務を行うことができるようにすることとした。（第一一条第一項関係）

(一)　金属鉱物の採掘をする権利等の譲受け等に必要な資金（以下「権利譲受け資金」という。）を供給するための出資

(二)　機構以外の者への譲渡を目的として行う金属鉱物の探鉱をする権利等の取得

2　機構が行う長期借入金等について、権利譲受け資金を供給するための出資及び債務保証等に必要な費用を対象とすることとした。（第一四条第一項関係）

3　その他

(一)　機構の主たる事務所を東京都に置くこととした。（第四条関係）

(二)　その他所要の規定を整備することとした。

4　施行期日等

(一)　この法律は、平成二二年七月一日から施行することとした。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(二)　この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。

◇児童扶養手当法の一部を改正する法律（法律第四〇号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当法の目的について、父と生計を同じくしていない児童に加え、母と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当の対象とし、これらの児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることとした。（第一条関係）

2　児童扶養手当の支給要件について、母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の父を新たに支給対象とすることとした。（第四条関係）

3　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第五条関係）

4　この法律は、一部を除き平成二二年八月一日から施行することとした。

◇排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（法律第四一号）（内閣官房）

1　目的

この法律は、我が国の排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要であることにかんがみ、排他的経済水域等の保持を図るために必要な低潮線の保全並びに排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要な離島における拠点施設の整備等に関し、基本計画の策定、低潮線保全区域における海底の掘削等の行為の規制、特定離島港湾施設の建設その他の措置を講ずることにより、排他的経済水域等の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義等

(一)　この法律において「低潮線の保全」とは、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線等を保全することをいうこととした。（第二条第二項関係）

(二)　この法律において「特定離島」とは、本土から遠隔の地にある離島であって、天然資源の存在状況等に照らして、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として重要であり、かつ、公共施設の整備の状況に照らして当該活動の拠点となる施設の整備を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二条第三項関係）